

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年7月28日(火) 11時25分～11時50分

2 場 所 対翠閣(しいたけ会館)7階 連理の間

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、西村委員、佐藤委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選挙

(2) 会議及び議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について

(3) 鳥取県最低賃金の改正審議

(4) その他

ア 今後の予定について

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(3) 新型コロナウイルスの感染症に起因する雇用への影響に関する情報(7月17日現在集計分)

(4) 新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金等の支給状況及び解雇・雇い止め者数について(令和2年6月29日)

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、今年度初めての専門部会となります。

部会委員委嘱の辞令を皆様のお手元にお配りしておりますので、御確認をお願いします。

皆様方には、これから鳥取県最低賃金専門部会委員として、御審議をお願いすることとなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本専門部会の成立について確認いたします。最低賃金審議会令第6条第6項の規定によりまして、委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上の出席が専門部会成立の要件となっております。

本日の委員の出席状況ですが、全委員に出席いただいております。

したがって、全委員の3分の2以上の出席の要件を満たしており、本専門部会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、本日の専門部会につきましては、事前に、会長から公開の手続きについて御了承をいただきまして、公開の手続きを取りましたところ、4名の傍聴の希望があり、傍聴されている事を御報告申し上げます。

以上、会議の成立と会議の公開について御報告させていただきました。

本日は、最初の専門部会となりますので、部会長、部会長代理の選出までは、事務局が進行を務めさせていただきます。

部会長及び部会長代理の選挙につきましては、最低賃金法第25条第4項によりまして、部会長は公益委員の中から、委員が選挙することとされています。

また、部会長代理につきましても、同様です。

この選挙の方法についてですが、従来慣例では、まず委員の皆様から推薦を頂戴し、委員の皆様にお諮りして部会長と部会長代理を決めるという手順でしたが、本年度についても同様に進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶものあり）

それでは、部会長および部会長代理についてどなたか推薦をいただけませんか。

○宮城委員 はい、昨年度と同様、公益委員の方、3名の方は替わっておりませんし、部会長を昨年度と同様、西村委員、部会長代理を昨年度と同様、佐藤委員にお願いしたいと

思います。以上です。

○西村賃金室長補佐 部会長に西村委員、部会長代理に佐藤委員を推薦いただきましたが、御異議がありますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、皆様の同意を得られましたので、部会長に西村委員、部会長代理に佐藤委員が選任されました。

プレートを準備いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、部会長の西村委員、部会長代理の佐藤委員から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○西村部会長 西村でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

ニュースにおいてもコロナ禍ということで、これまでの審議会では私たちも経験をしたことのない状況に置かれておまして、その中での最低賃金の審議ということになります。

本当に、企業が置かれている状況、また労働者が置かれている状況というものを公益、労働者側、使用者側がそろいまして真摯に協議を進める中で、前回審議会で、審議会会長からもありましたように、できるだけ全会一致を目指して審議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○佐藤部会長代理 佐藤です。よろしく申し上げます。

部会長代理ということで、代理をすることは恐らくないかとは思いますが、何かのときには務めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○西村賃金室長補佐 ありがとうございました。

それでは、今後の進行を部会長をお願いいたします。

○西村部会長 それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。

議事の2番、会議及び議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について、事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 それではまず、専門部会の公開、非公開の取扱いについて御審議いただきたいと思っております。

資料の3ページに専門部会の運営規程があり、第6条に会議の公開、第7条に議事録と会議資料の公開についての規定があります。

いずれも、原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより、個人情報保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、

審議会の率直な意見交換や意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長が、審議会の非公開や、議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされております。

また、議事録には、発言された委員皆様の個人名と発言内容のすべてを記載することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

これら、本年度の専門部会における公開の運用につきまして、取扱いの確認をお願いいたします。

次に、議事録作成についてですが、従来から、専門部会の後に事務局で作成した案を、出席された委員全員にお示しし、内容の確認等を行っていただいた上で、議事録署名人の委員に署名いただいております。

今年度も同じ取扱いでよいか、御確認をお願いいたします。

議事録の署名については、第7条第1項に、議事録には部会長及び部会長が指名した委員2人が署名するとなっております。従来、最初の専門部会において、部会長から年間を通して署名委員2名を指名いただき、署名委員が専門部会を欠席された場合には、部会長からその回の署名委員を指名するという方法で運用されておりました。

この議事録署名に関しましても、今年度も同様に行うことの御確認と、部会長から署名委員の指名をお願いします。

以上、専門部会の公開の取扱い、議事録作成の取扱い、議事録署名につきまして、決定をお願いいたします。

○西村部会長 今の事務局の説明について御意見ありますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

近年の専門部会は全て公開し、議事録も個人、団体名など情報に係るものを除き、公開の取扱いとしております。

委員の皆様の御異議がなければ、今年度も全ての専門部会について、従来どおり公開の取扱いとしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、今年度の鳥取県最低賃金専門部会は、審議は公開とし、会議資料、議事録については個人情報など支障のある部分を除いて公開といたします。

事務局はこれを踏まえて対応をしてください。

次に、議事録の作成、署名についても従来どおりの取扱いとしたいと思います。よろ

しいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議事録署名について、労働者側から田中委員、使用者代表から宮城委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田中委員 承知しました。

○宮城委員 承知しました。

○西村部会長 よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。

3番、鳥取県最低賃金の改正審議に入ります。

本日は専門部会の前に、専門部会の委員が全員出席した審議会が開催され、中央最低賃金審議会の目安が伝達されました。

委員の皆様から何か御意見などございますか。

それでは、労働者側、使用者側からそれぞれ御意見をいただきたいと思いますが、各側で協議が必要であれば事務局に場所を準備してもらいますけども、いかがでしょうか。

○田中委員 はい。それでは、労働者側から発言をさせていただきたいと思います。

思いについては先ほどの本審で述べさせていただいたとおりでございますけれども、もっと踏み込めば、資料の中にもありましたが、組織労働者の春闘を見ても、ちょうどコロナがかなり活発化してきたときと春闘が重なって、昨年を下回る状況にはなりましたが、組織労働者の春闘を見ても、やはり賃上げはその中でも行われておるのも事実でございます。

第4表ということで、0.1だったと思いますが、あれはコロナとはあまりリンクしていないところもあるかも分かりませんが、少なからずともやはり賃金というのは上昇しているのは事実でございます、このコロナの状況をしっかり見極めた審議というのが必要というのは当然だと考えます。

ただ、これまでの交渉の経過や中・長期的な最低賃金の在り方等もこの中で議論してまいりましたので、その中でどのような着地点を見いだすかというところをこの専門部会の中で真摯に議論を深めていきたいところです。

そうはいつでも、具体的に数値とか根拠とか示していかないと専門部会が前に進みませんので、できる限り早く、30日には意見陳述もありますよね。

それに、今日もアンケート結果を出していただいております。

それから、雇用情勢も多分発表されるでしょう。

そこらを総合的に勘案して、できるだけ早い機会の専門部会、議論ができる数値になるかと思えますけれども、この3人で話し合っただけで具体的な数値をお示ししていきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日のところはそういうところで御容赦いただければと思ひます。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

では、使用者側から願ひします。

○宮城委員 労働局の皆様には、非常に有益な資料をたくさん作成していただきましてありがとうございます。

アンケートの関係も、昨年願ひした労働者と使用者の対比が出ている資料、これも大変分かりやすく、感謝申し上げます。

7月23日の日経新聞に出ておりましたけれども、もう皆さん御存じのとおり、最低賃金目安を示さずということで、11年ぶりに事実上の据置きということが大きく見出しで出ておりました。

これが良いか悪いかは別にしまして、11年ぶりといいますと、本審の方でもお話がありましたけれども、2009年というのは、リーマンショックの翌年になります。

2008年がリーマンショックですから、それで、雇用についても賃金についても、恐らく影響が出てくるのは、来年度以降、特に雇用については、従来の数字が物語っております。

リーマンも年末近くだったのですが、その年ではなく、翌年以降、2年間にわたってかなりの雇用、雇止めとかそういったものがあつたように記憶しております。

それで、11年ぶりということで、その2009年はどうだったかという、労働局の資料、前回の資料によりますと、引上げ額が1円というような形になっております。

ただし、その翌年は12円上がっています。

12円上がって、その翌々年は4円、その翌年は7円、資料にありますが、翌年、2010年には2年分以上の引上げになっているわけです。

景気等が回復すれば恐らく賃金の引上げ等も可能だということで、使用者側も確認の上で、最低賃金は県内の引上げ、12円という引上げが2010年に行われているという流れがあります。

最近倒産の話が若干出てくるようになりましたが、恐らくコロナの関係の影響が出てくるのはこれから、今何とか金融機関とか政府の支えで持ちこたえている企業が、来年度に

向かって、非常に厳しい状況になってくるのではないかと考えております。

それに関連して、恐らく雇用もかなり厳しい状況が予想されております。

賃金と雇用については連動性がある、最低賃金と雇用とは連動性があるとは100%言いませんが、やはり今、辛抱どころで、賃金を何とか抑えて、この年を何とか企業が継続できるような感じで進めていきたいというのが県内事業者、あるいは企業の本音ではなからうかと思っておりますので、それを踏まえた上で今年度の審議はさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○西村部会長 ほかの委員さんから御意見ございませんでしょうか。ないですか。

公益からは何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の審議会もそうですが、大量の資料を作成いただきまして、それに十分な吟味をしていかなければならないことと、次回以降意見陳述があるということで、さらに審議についての資料が出そろってくるかというところなので、これから具体的な協議を始めていきたいと思っております。

それでは、3番の改正審議については終わりたいと思っております。

4番目のその他ですけれども、事務局から何かございますか。

○西村賃金室長補佐 今後の審議会の開催日程について御説明いたします。

審議会でも説明いたしましたが、第2回の専門部会を7月30日の木曜日10時30分から、この会場にて開催いたします。

それから、第3回の専門部会を8月4日の火曜日10時30分から白兔会館の会場において開催いたします。

それから、第4回の専門部会を8月6日の木曜日10時30分から、同じく白兔会館の会場において開催いたします。以上です。

○西村部会長 日程について今説明がございましたけれども、よろしいでしょうか。

今日の審議会でも出ましたが、予備日というのも設定されているということですので、よろしければ7日の午前中も空けておいた方がいいですか。

ということで、第4回までの日程、時間、あと場所がありますので、御確認をください。

それでは、再度、事務局から次回以降の専門部会の日程と場所の確認をお願いします。

○西村賃金室長補佐 それでは、開催日と開催場所を再確認いたします。

第2回専門部会につきましては、7月30日木曜日10時30分から、この会場で行います。

第3回専門部会につきましては、8月4日火曜日10時30分から、白兔会館会場において行いたいと思います。

第4回専門部会につきましては、8月6日木曜日10時30分から、同じく白兔会館で開催したいと考えております。

それから、8月7日の金曜日の10時30分から、同じく白兔会館会場で、予備日として設けておきたいと思います。以上です。

○西村部会長 例年そうですが、やはり専門部会の金額の審議というのは非常に厳しいものになると思いますし、今年はさらに厳しさを増すことが予想されますが、これからもよろしく願いいたします。

それでは、本日予定していました議事が全て終了いたしました。委員の皆さんから何か御発言はございますか。

事務局から何かありますか。

○高橋労働基準部長 先ほど田中委員からお話がありました県内の雇用情勢ですが、最新のものが7月30日15時から記者発表する予定になっております。

その記者発表の内容につきましては、当日郵送でまた皆様方にお届けいたしますので、また御覧いただきたいと思います。

○西村部会長 では、第2回には間に合わないという感じですね。

労働環境、雇用環境、非常に注視していきながら審議を進めていかなければならないということだと思います。

それでは、本日の専門部会を終了いたします。どうもありがとうございました。